

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

インフルエンザの可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなった児童生徒等を再登校させる際には、以下の「インフルエンザによる欠席届」を担任へご提出ください。

なお、解熱後2日を経過し、咳や鼻水の症状が概ね治るまで、登校を控えるようにしてください。

*病気の状況により医師の証明を提出していただく場合があります。

*以下の欠席届は、すべて保護者が記入してください。

.....

インフルエンザによる欠席届

稲城市立 長峰小学校長 殿

_____年 _____組 氏名_____

上記の疾患について、_____月_____日に医師より登校可との診断を受けました。このため、_____月_____日から_____月_____日まで欠席させていたましたが、登校させますので、ご連絡します。

受診した医療機関名:_____

医療機関の電話番号:_____

平成 _____年 _____月 _____日

保護者名 _____ 印